政　令

金融商品取引法施行令及び信託業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百三十七号

金融商品取引法施行令及び信託業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項及び第百九十四条の七第七項並びに信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の四」を「第四十四条の五」に改める。

第一条の十九中「第二条第二十八項に規定する」の下に「有価証券の売買又はデリバティブ取引に付随し、又は関連する取引として」を加える。

第八章中第四十四条の四の次に次の一条を加える。

（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立てに関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の五　長官権限のうち法第百九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、法第百九十二条の規定による申立て（第三項及び第四項において「禁止命令等の申立て」という。）の関係人又は参考人（以下この条において「関係人等」という。）の住所又は居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項の委員会の権限で関係人等の営業所その他必要な場所（以下この項及び次項において「関係人等の営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該関係人等の営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により関係人等に対して法第百八十七条の規定による処分（以下この条において「調査のための処分」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めたときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。

4　第二項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行う必要を認めたときは、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行うことができる。

5　長官権限のうち法第百九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

6　前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、第一項又は第二項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。

（信託業法施行令の一部改正）

第二条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第十号中「第五十八条第四項」の下に「（同法第七十条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び」を「並びに」に、「の規定による催告」を「及び第四項並びに第六十三条第一項の規定による催告及び申立て」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法施行令目次の改正規定及び同令第八章中第四十四条の四の次に一条を加える改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百三十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年五月二十日とする。

国土交通大臣　前原　誠司

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百三十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三、第十九条の二十一第一項、第十九条の二十六第一項ただし書及び第五十四条、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第四項、同条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十八第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七中「及び能力」を「、能力及び用途」に改め、同条の表第一号中「もの」の下に「（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）」を加え、「十七・〇」を「十四・四」に改め、同表第二号中「もの」の下に「（特定用途原動機に該当するものを除く。）」を加え、「四十五」を「四十四」に、「〇・二乗して」を「〇・二三乗して」に改め、同表第三号中「もの」の下に「（特定用途原動機に該当するものを除く。）」を加え、「九・八」を「七・七」に改める。